

・補助内容一覧

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
活動促進事業	① 自主防災組織が実施する研修や訓練、地区防災計画の作成に係る活動等に要する経費。 ＜対象経費の例＞ 別表第2のとおり	2分の1以内の額 （※2）	20万円
	② 準備団体が実施する研修や訓練等の実施に要する経費。 ＜対象経費の例＞ 別表第2のとおり		
資機材整備事業	① 自主防災組織が、活動に必要な資機材を配備・更新するための経費。ただし、活動カバー率の向上に資する事業（※1）に限る。 ＜対象資機材の例＞ ヘルメット、ベスト、長靴、発電機、投光器、防災倉庫等	2分の1以内の額 （※2）	30万円
	② 準備団体が、自主防災組織の結成に必要な資機材を配備するための経費。 ＜対象資機材の例＞ ヘルメット、ベスト、長靴、発電機、投光器、防災倉庫等		

※1 活動カバー率の向上に資する事業：資機材の整備によって、災害時の活動範囲が拡大するなど、自主防災組織の活動がより活性化する事業。（活動カバー率（b/a）＝自主防災組織が活動範囲とする地域の世帯数（b）/自主防災組織が属する地域の総世帯数（a））

※2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、切捨て

・補助対象経費の例

経費区分	内 容	
1 報償費	講師、専門家等への謝金	
2 旅費	講師、専門家等の旅費	
3 需用費	消耗品費	事務用品、材料費、研修会等の資料・テキスト代等 食糧費（炊き出し訓練に使用する食材購入費等）
	印刷製本費	チラシ、ポスター
	燃料費	訓練等に使用する燃料費
	4 役務費	
通信運搬費	切手・はがき代	
	保険料	訓練等実施時の保険料等
	手数料	各種申請手数料
5 使用料及び賃借料	会場使用料、バス等の借上料、機材・器具等の借上料	
6 備品購入費	機器装置等の購入費	

（注）次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費から除く。

- (1) 補助対象事業に直接必要とは認められない経費
- (2) 他の事業に転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 他の事業に転用が可能と認められる構造物等
- (4) 補助対象事業で使用するものとして明確に区分できない経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費